

指名停止措置を行いました

～安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故～

北海道開発局は、北建工業株式会社が安全管理措置の不適切により公衆損害事故を発生させたことから、指名停止1か月の措置を行いました。（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第1第5号に該当）

札幌開発建設部発注の「石狩川維持工事の内 江別河川事務所管内堤防維持工事」において、伐木をユニック車で一次仮置き場に搬送し、荷下ろし完了後の帰路において、ユニック車のブームを格納せずに走行し、JR踏切内で架線に接触する事故を発生させたため、指名停止を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
北建工業株式会社	江別市江別南町43-3

2. 指名停止措置期間：令和元年10月 4日～令和元年11月 3日（1か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第1第5号

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 当局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者もしくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上6ヵ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 笠井 和宏（内線5490）

事業振興部 工事管理課 課長補佐 臼井 義晃（内線5482）

事業振興部 工事管理課 契約指導第2係長 大関 良司（内線5499）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

